

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償等の支払い

（当社の支払責任）

- 第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外出の事故（以下「事故」といいます）によって、身体に傷害を受けたときに、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に対する賠償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償等」といいます）を支払います。
- 前項の傷害には、身体外部から有害ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したことによる急激かつ偶然な中毒事故（放射能汚染による放射能吸入及び摂取した結果生じた中毒症を除きます）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含まれません。

（用語の定義）

- 第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集成型企画旅行契約の第2条第2項及び2項注記企画旅行契約の第2条第3項に定めるものをいいます。
- 第3条 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客券等によって提供される当該企画旅行日に関する最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ決められた企画旅行の行程が離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の予定時から復帰の予定時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ておらずに離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加中」といいたしません。
- 第4条 当該企画旅行に参加する旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず、自由（旅行地の標準時により）が定められている場合において、その旨が当該日に発生した事故によって旅行者が被災した場合には、この規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
- 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社が使用人又は代理人が受付を行う場合、その受付完了時
- 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが上機できる飛行機機内における手荷物の検査等の終了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
- イ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社が使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告知完了時
- 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが下機できる飛行機機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
- イ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合～その1）

- 第3条 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行参加中の傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たず、又は酒に酔って正常な運転ができないうような状態で自動車又は原動機付自転車等に運転して生じた事故。ただし、当該旅行参加中の傷害が被災した場合は、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことにより生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の痲瘋症、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の痲瘋、痲瘋、痲瘋又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合に、この限りではありません。
- (8) 旅行者の月の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団的行動によって、全国又は一部の地区において騒ぎや暴動が激化し、治安維持上重大な事態を認める状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (11) 前2号の事由に相伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部軽傷類（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛「他」傷症状のないものに対して、補償等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合～その2）

- 第4条 当社が、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、補償等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に相伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合～その3）

- 第5条 当社、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償等を支払いません。ただし、各号の各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程以外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた損害に対しては、補償等を支払います。
- (1) 旅行者が自転車、原動機付自転車によって生じた傷害
- (2) 旅行者が自転車、原動機付自転車又はオートリポートによる競技、競争、興行（いずれも補償を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）若しくは乗車中、又は自動車、自動車（原動機付自転車）若しくはオートリポートに搭乗してこれらを行うことによって生じた傷害（この限りではない。）若しくは乗車しなくても、乗車中もしくは乗車中となつた補償等を受けます。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるを問はず。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合～その4）

- 第5条(2) 当社は、死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げないがために被災した事由がある場合には、補償等を支払うことがありません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (1) 反社会的勢力、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非連続なべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 第6条 当社が、旅行者が第1条の傷害を受け、その直後の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した額を支払います。
- （後遺障害補償金の支払い）

- 第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を受け、その直後の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損、かつ、その原因となった傷害が治癒した後もの）をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、前項の別紙第3条の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
- 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。
- 別紙第3条の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等と関係なく、身体障害の程度に応じて、別紙第3条の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別紙第2(1)(3)、(1)(4)、(2)(3)、(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

- 4 同一事由により2人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別紙第2(7)及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償額の90％までとします。
- 前各号に基づいて当社が支払った後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。
- （入院見舞金の支払い）

- 第9条 当社が、旅行者が第1条の傷害を受け、その直後の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活活動がままならず、かつ、入院（医師による治療を受ける場合において、自宅等での治療も包括します。）期間及び療養の各号のいずれかに該当することによって、治療に専念することになったときは、当該日を含む期間において、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき。 40万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 20万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 10万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 4万円

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき。 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 2万円
- 2 旅行者が入院した傷害においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、入院日数とします。
- 3 当社は、旅行者1名に対して入院見舞金及び死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払った場合は、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

- 第9条 当社が、旅行者が第1条の傷害を受け、その直後の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活活動がままならず、かつ、通院（医師による治療を受ける場合において、病院又は診療所、医師、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき。 10万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円
 - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき。 2万円
 - ニ 通院日数3日未満の傷害を受けたとき。 5万円
- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき。 5万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円5千円
 - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき。 1万円
 - ニ 通院日数3日未満の傷害を受けたとき。 5万円

- 旅行者が被災しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を用いて装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活活動がままならずと当社が認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、通院日数とみなします。
- 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活活動がままならない程度に傷害を受けたとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- この条の定める場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

- 5 死亡時、旅行者1名に対して通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を支払うべき場合は、その合計額を支払います。
- （入院見舞金支払いと通院見舞金の支払いに関する特別）

- 第10条 当社が、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（前条の場合には、第1号に掲げるもの）を支払います。
- (1) 当該入院見舞金又は通院見舞金。 1万円
- (2) 当該通院見舞金（当該入院見舞金を支払った期間の日数を除く）に当該入院見舞金を加えた額の合計額とみなしたとき、当該期間の日数に当該支払った額を加えた金額とみなしたとき、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた日又は連続した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

（死亡の推定）

- 第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が航行中となつた後、又は遭難してからの捜索が完了した後に当該旅行者の見つからないときは、航空機若しくは船舶が航行中となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。
- (その身体障害又は疾病の影響)

- 第12条 旅行者が第1条の傷害を受けたときに既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となつた事故が発生した身体障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

（補償請求等に関する説明等の請求）

- 第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者にし、傷害の程度、原因その他の事項の調査等について説明を求め、又は旅行者の同意の診断若しくは死体の検視を求め、この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。
- 2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の通知しない限り第1条の傷害を受けたときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内に報告しなければなりません。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社が認めるときは、前2項の規定に違反したとき又はその表明若しくは報告に着手して知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償等を支払いません。

（補償金等の請求）

- 第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 死亡補償金請求の場合
 - イ 旅行者の戸籍簿本証及び法定相続人の筆跡並びに印鑑証明書
 - ロ 公的機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ 旅行者の同意の診断書又は死体検視書
 - ニ 補償金等請求書の提出
 - ホ 公的機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ヘ 外傷の程度を証明する医師の診断書
 - ト 入院見舞金請求の場合
 - チ 公的機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - リ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ル 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
 - レ 通院見舞金請求の場合
 - ロ 公的機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - リ 傷害の程度を証明する医師の診断書

- (2) 当社は、前項以外の書類の提出を求めるとき又は前項の提出書類の一部の書類を認めることができないときは、旅行者が前項の書類を提出し、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償等を支払いません。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償等を支払いません。
- （代位）

- 第15条 当社が補償等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被災した損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

- 第16条 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に自己の偶然な事故によって所有の荷り品（以下「携帯品」といいます。）に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「補償金」といいます。）を支払います。
- （補償金等を支払わない場合～その1）

- 第17条 当社が、旅行者の、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- (2) 旅行者が世帯を共同して暮らす親族の事故。ただし、旅行者が損害補償金を受け取るべき目的でなかつた場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自負行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たず、又は酒に酔って正常な運転ができないうような状態で自動車又は原動機付自転車等に運転して生じた事故。ただし、当該旅行参加中の傷害が被災した場合は、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことにより生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。

- (6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- (7) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらに代わって補償対象品を管理する者当該損傷を発生させたことを見出し得ない限り免除とします。
- (8) 補償対象品が自然の劣化、さび、かび、変色、ねずみ食、虫食い等によって発生した損害であつて補償対象品の瑕疵を認められない損害と認めるときは、この限りではありません。
- (9) 補償対象品が故意の毀損、盗取、かつ、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

- (10) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
- (11) 補償対象品の損傷又は紛失

- (12) 第3条第1項第9号の別紙第12号で定められている事由
- 2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に相伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合～その2）

- 第17条(2) 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。
- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) 法人である旅行者に対して、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に事実上の支配を及ぼしていること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非連続なべき関係を有していると認められること。
- （補償対象品及びその範囲）

- 第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の荷り品に限ります。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
- (1) 現金、小切手その他の有価証券、預金、切手その他これらに準ずるもの。
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの。
- (3) 積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、ジー・データ、フロッピーディスク、ハードディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行う記録媒体に記録されたものを含まず。）
- (4) 船舶（ボート、オートボート及びガボートを含まず。）及び自動車、原動機付自転車
- (5) 山岳登山用具、探検用用具その他これらに準ずるもの
- (6) 貴重品、装具、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの

- (7) 動物及び植物
- (8) その他当社があらかじめ指定するもの

（損傷額及び損害補償金の支払額）

- 第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害額の額は（以下「損害額」といいます。）は、その損害が発生した時点における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復原するのに必要とされる修理費又は次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方（以下「賠償額」といいます。）とします。

- 2 補償対象品の1個又は1対に対しての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額の額を10万円とみなし「賠償額」として適用します。
- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

- 第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
- (1) 損害の防止に誠実に努めること。
- (2) 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無、適切なべき第三者を通知すること。
- (3) 旅行者が他人から損害賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手を尽くすこと。

- 2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、賠償額を減少させることができると認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によつて受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 当社は、次に掲げる規定を適用します。
- (1) 第1項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であるとして認められる額は、損害額から差し引かれます。
- (2) 前項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

- 第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 傷害若しくは死亡に代わって第三者の事故証明書
- (2) 補償対象品の損害を証明する書類
- (3) その他の請求に必要な書類

- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその表示を偽造若しくは変造したときは（第三者を巻き込まれたことと異なり、同様とします。）、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害契約がある場合）

- 第22条 旅行者が損害補償金を支払うべき損害賠償請求権があるときは、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

- 第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害賠償について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の内限内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1項関係）

- 山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの） リュージュ ボブスレー スカイドライブ ハンググライダー搭乗 超軽動力車（モーターハンドドライブ型、マイクロロボット機、ウルトラライト機、フリーフォース）搭乗 ジャイロバイク搭乗その他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害		
(1) 両眼が失明したとき。		100%
(2) 一眼が失明したとき。		60%
(3) 一眼の矯正視力が6以下となつたとき。		5%
(4) 一眼の視野狭窄（ 30° ）（正常視野の角度の割合の60%以下となつた場合を含む。）となつたとき。		5%
2 耳の障害		
(1) 両耳の聴力を全失したとき。		80%
(2) 一耳の聴力を全失したとき。		30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話を解せないとき。		5%
3 鼻の障害		
鼻の機能が著しい障害を致すとき。		20%
4 その他、著しい障害		
(1) それしくは言語の機能が全失したとき。		100%
(2) それしくは言語の機能が著しい障害を致すとき。		35%
(3) それしくは言語の機能が軽度の障害を致すとき。		15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき。		5%
5 外装（ぼう）		
(1) 外装（ぼう）（顔面に著しい毀損）の壊失		15%
(2) 外装（ぼう）に化粧（顔面においては直径2センチメートルの瘡痕はんらん）、長さ3センチメートルの壊失（顔面をい）を致すとき。		3%
6 首（けい）の障害		
(1) 首（けい）に著しい奇形又は著しい運動障害を致すとき。		40%
(2) 首（けい）に運動障害を致すとき。		30%
(3) 首（けい）に奇形を致すとき。		15%
7 腕（かてい）の障害		
(1) 腕（かてい）が著しい奇形となつたとき。		60%
(2) 腕（かてい）の三大関節中の二関節は三関節の機能を全く失したとき。		50%
(3) 腕（かてい）が著しい奇形となつたとき。		35%
(4) 腕（かてい）が著しい奇形を致すとき。		5%
8 手の指の障害		
(1) 一手の母指を指関節（指関節）以上で失ったとき。		20%
(2) 一手の母指の機能に著しい障害を致すとき。		15%
(3) 母指以外の一指を第二指関節（近位指関節）以上で失ったとき。		8%
(4) 母指以外の一指の機能に著しい障害を致すとき。		5%
9 足の指の障害		
(1) 一足の第一足指（趾）（指関節（指関節））以上で失ったとき。		10%
(2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を致すとき。		8%
(3) 第一足指以外の一足指を第二趾（趾）（近位指関節）以上で失ったとき。		5%
(4) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を致すとき。		3%
10 その他他の手の指の機能により終身用を棄つことができないとき。		100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中（以上）とは、当該節より直前に近い部分を含みます。

別表第3（第8条第2項関係）

- (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
- (2) それしくは言語の機能が失れていること。
- (3) 両耳の聴力を失っていること。
- (4) 両耳の中間部以上のすべての関節の機能を失っていること。
- (5) 一足指の機能を失っていること。
- (6) 両脚の機能の障害のため歩行の自由が主に失われ、洗面等の起居動作に制限されていること。
- (7) 神経系又は精神の障害のため歩行の自由が主に失われ、洗面等の起居動作に制限されていること。
- (8) その他上記規定の合併障害等のため歩行の自由が主に失われ、洗面等の起居動作に限られていること。

（注）第4条の規定中（以上）とは、当該節より直前に近い部分を含みます。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
(一社) 高梁市観光協会
岡山県高梁市横町1335-7
TEL:0866-2-2228